

ジェンダーフリー・バッシングに関する一考察*

若松孝司

Towards the Realization of Gender-Equality: the background of gender-bashing

WAKAMATSU Takashi

1. はじめに

日本では1945年12月の連合国軍総司令部の命令で女性参政権が認められたことによって、法的に男女が平等とされるようになった。それ以降、男女平等、あるいは男女同権は国家や社会が達成すべき大きな目標の一つと考えられるようになった。

また、1960年代後半にアメリカで始まったウーマン・リブ運動は1970年代に先進各国に広まった。ウーマン・リブは女性を拘束しているとする家族や男女の性別役割分担、つくられた「女らしさ」、さらにはこの上に位置する政治・経済・社会・文化の総体を批判の対象とし、日本でも1970年代に各地でウーマン・リブ運動が盛んになった。こうした流れの中で、1972年の第27回国連総会では1975年が国際婦人年であると決議され、メキシコでは国際婦人年世界会議（1975年）が開催されて「世界行動計画」が発表された。続いて北京会議（1995年）をはじめとした数多くの国際会議が開催され、男女平等を実現するための議論が積み重ねられていった。

日本ではこの国際婦人年を契機としてさまざまな組織が生まれ、婦人差別撤廃条約の批准や国内法の整備を求める運動へと進展し、1985年の「雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保等女子労働者の福祉の増進に関する法律」（「男女雇用機会均等法」）が制定された。その後も、女性に対する労働上の差別をなくすために改正が重ねられ、募集・採用、配置・昇進、教育訓練、福利厚生、定年・退職・解雇において、男女差をつけることが禁止された。

このように、ひろく人口に膾炙するようになった「男女平等」であったが、近年、「ジェンダーフリー」をめぐる、保守派の論者たちによる批判が大きく展開されている。そこで本稿は、ジェンダーフリー・バッシングの現状報告を中心になぜそれが行なわれているのかを考察することを目的とする。

* 本稿は2006年3月に行なった愛知淑徳大学ジェンダー女性学研究所における報告を元に加筆修正したものである。

2. 「ジェンダーフリー」とは

ジェンダー (gender) とは、1950年代より、社会学者によってsexの婉曲的な表現として、人の性別について用いられるようになった言葉である。そして、現在では「生物学的性別」と区別される「社会的・文化的・心理学的」性別を意味する概念として、使用されることが多い。

こうしたジェンダー概念をもとに、ジェンダーフリー (gender-free) とは、社会的文化的性差からの自由を目指す考え方であり、社会的文化的性差であるジェンダーにとらわれず、個々人それぞれが自分らしく個人としての資質に基づいて果たすべき役割を自己決定出来るようにしようという考え方、運動であるとされている。この「ジェンダーフリー」の考え方は、英語圏でいう「ジェンダー・イクオリティ (gender-equality)」に近いものであり、アメリカの教育学者バーバラ・ヒューストンが「ジェンダーの存在を意識しない」という意味で使用したことにはじまる。日本でこうした意味での「ジェンダーフリー」という用語が使用されるようになったのは東京女性財団が作成したパンフレット²であるとされ、一般には1996年ごろから使用されはじめた。新聞紙上にはじめて現れたのは1997年6月の朝日新聞の講演会案内であった³。記事として掲載されたのは、1997年11月がはじめてである⁴。これ以降、マスコミや行政においてジェンダーフリーが目指され、そして議論されるようになっていく。

ただ、こうしたジェンダーおよびジェンダーフリーの用法については、英語の誤訳であるとの指摘があり、それがジェンダーフリーの反対論者からの批判を招く原因になっていることも言われている⁵。山口智美はジェンダーフリーの用語の使用をめぐり、以下のように述べている。

「私は・・・「ジェンダー・フリー」という言葉は聞いたことがなかった。「ジェンダー・フリー」の「フリー」は、日本で一般に理解されているような「～からの自由」という意味より、英語では「～がない」という意味合いが強い。(略) アメリカ人のフェミニスト学者数名に、「ジェンダー・フリー」について聞いてみたところ、「何それ？ジェンダー・ブラインドって意味なの？」という反応が返ってきた。彼女たちは、「ジェンダーを見ようとしな。ジェンダーが見えていない」という意味にとった。つまり、ジェンダー・フリーを、男女平等に対して否定的な意味合いを持つ用語と解釈したのである。」⁶

そのため山口は、本来は「ジェンダー・バイアスからの自由」あるいはジェンダーに敏感になることを意味する「ジェンダー・センシティブ」という用法が正しいとしている。

3. 「ジェンダーフリー」の進展状況

前節ではジェンダーフリー概念についての言説を紹介したが、ここでは近年のジェンダー

フリー・バッシングに至るまでのジェンダーフリーの進展状況について概観する。

女性の法的な地位は1946年の日本国憲法に定められているが、行政を中心とした取り組みが多く見られるようになったのは1985年の男女雇用機会均等法の制定・施行以降であるといえる。その後、1995年の第4回国連世界女性会議（北京会議）開催に合わせるように育児・介護休業法が制定され、東京女性財団がジェンダーフリー教育のビデオ教材を作成するなど、さらに活動が活発化し、翌1996年には成立こそしなかったものの選択的夫婦別姓を含む民法改正要綱案が作成され、1999年には男女共同参画社会基本法⁷が公布・施行されるなど、21世紀を前にジェンダーフリーを目指した取り組みが一定の成果をあげようになっていた。以下は主として教育の分野におけるジェンダーフリーの取り組みである。

3-1 ジェンダーフリーの導入状況例

2002年11月8日の「朝日新聞」（朝刊 熊本版）には以下の記事が掲載された。

ジェンダーフリー、徐々に浸透（教育はいま） /熊本

男らしさ、女らしさなどといった社会的・文化的な性差「ジェンダー」の壁をなくそうとする動きが、小学校などの教育現場で広がっている。熊本市では、「ジェンダーフリー」の考え方を学ぶための小冊子を市立小学校の3年生に配った。一方、男女の名前を区別しない「混合名簿」導入の進み具合は、地域によってばらつきがある。

（中 略）

一方、熊本市教委は市立小学校全80校に混合名簿の使用を奨励している。かつては「便宜上、男女を分けているだけで、差別ではない」といった声もあったが、今ではほとんどの学校で受け入れられているという。ただ、自治体によって対応は様々。いまま宇土市や人吉市などの小学校では、混合名簿を導入している例は少ない。

県教委義務教育課の阿南誠一郎・教育審議員は「男女共同参画社会を目指す方策の一つとして市町村に導入を呼びかけたい」。宇土市教委も「統計を出す際などに混合では使い勝手が悪いという意見もあるが、今後導入の方向で考えている」としている。

ここに見られるように、現在では日本各地でジェンダーフリーについての教育が行なわれるようになってきている。教育社会学者の木村はその著作⁸の中で、ジェンダーフリーに関わる教育をその目的や内容によって以下のように分類している。

①「女性解放教育」「女子教育問題」

以前から行なわれてきた教育の方針であり、男女の間に存在する法律上あるいは社会的な女性に対する差別を解決することが主眼とされている。ここでは性差そのものよりも、あきらかに差別的な処遇を改善することが求められている。

②「男女平等教育」

①の2者と同様の使われ方をしているが、男女の特性論、性別役割分業を肯定する立場から用いられることがある。

③「男女共生教育」「両性の自立と平等を目指す教育」

上記2種類の教育のあり方とは異なり、性差別は女性のみにかかわる問題ではないという考えを軸にしていて、男女の性別役割分業自体を批判的に捉えたものである。したがって、従来の男性が果たすべきとされた役割にもメスを入れることとなる。

④「ジェンダーフリー教育」

男女の特性論や固定的な性別役割分業を批判的にとらえることが、差別の撤廃につながるという発想を前面に押し出したもの。社会的・文化的性別にとらわれない教育という意味で「ジェンダーフリー」を称している。

ジェンダーフリー教育に対しては、「中性的な存在」をめざすこと、「男らしさ、女らしさ」をなくすことという批判がなされることが多いが、上で検討したようにそもそもの目的は明らかに差別的である男女の性差別を撤廃することであり、「男らしさ」「女らしさ」そのものを否定するのではなく、それを個々人に強制することを避けることが目的とされている。

3-2 「日教組政策制度要求と提言」

日本教職員組合では、毎年「日教組政策制度要求と提言」と題された報告書を作成している。そこでは刻々と変化を遂げている日本社会において、政策や制度の転換をどのように果たすべきかということについて、日教組の政策・制度要求と提言というかたちでまとめている。2005-2006年度版(2005年3月)では、72項目にわたる提言の中の一つを「男女の自立・平等・共生の教育」に充て、男女平等教育のための基本方針の策定、学校における男女平等教育推進のための教職員への研究の実施、性別役割分業に基づく記述や挿し絵をなくすために教科書の検定にジェンダーの視点を入れることなどを提案している⁹⁾。

また、組合活動のひとつとして毎年2月を「メディア・チェック月間」と位置づけ、社会の中や自分の中にある「固定的なジェンダー意識」に気付き、問題化し、報道機関や関係機関に対し要請行動を行なっている。

4. ジェンダーフリーへのバックラッシュ

手元に『男女平等バカ』¹⁰⁾『家族を蔑む人々』¹¹⁾『ここがおかしい男女共同参画』¹²⁾『新・国民の油断』¹³⁾といったタイトルの書籍がある。これらはすべてここ2年ほどの間に出版されたものであり、このほかにも書籍、ネット上の情報を含め数多くの「反ジェンダーフリー」の著作が氾濫している。本節では、こうしたジェンダーフリーに対するバックラッシュが、

どのような形でなされているのかを検討する。

4-1 バックラッシュの実態

細谷実は「男女平等化に対する近年の反動はなぜ起こるのか？」と題された著作の中で、現在行なわれているジェンダーフリーに対するバックラッシュを以下のように分類している¹⁴。

- a. 1996年民法改正要綱案への反発
- b. 税・年金制度改革への反発
- c. 父性・母性復権への強い主張
- d. 男女混合名簿やジェンダーフリー教育への反発
- e. 自己決定能力育成の性教育への反対
- f. 従軍慰安婦の人権回復運動への反対

a.の民法改正に対する反発は、選択的夫婦別姓制度に対してなされたもので、その中心的な主張は「家族の一体感を壊す」というものであり、b.の税・年金制度改革への反発は性別役割分業を前提とした制度（配偶者控除・国民年金3号被保険者等）の改定に対する反発といえることができる。これらの主張は現在のバックラッシュ以前から存在してきたものまたはそれと同種のものであり、従来の反フェミニズムの議論と同様のものとして扱うことができる。

それに対して、c.の父性・母性復権をめぐる議論は、このバックラッシュを機に多く主張されるようになった議論であり、「父性」という男らしさと「母性」という女らしさの復活（再登場）を望む議論である。以下にその代表的な主張として林道義の議論の一部を紹介する¹⁵。

父性なき教育論の偽善 - 「父性の復権」はできないのか 林道義『諸君！』平成9年12月号

教育に父性を！

「父性の復権」は可能である。教育において父性を取り戻せばよいのだ。親を教育し直すことはほとんど不可能である。しかし父性なしで育った子どもを教育し直すことは可能である。（中略）

そして大切なのは父性原理の出番のときは父性原理を使う、母性原理の出番のときは母性原理を使うという、正しい使い分けをするという、ごく平凡なことである。（中略）

教育の正しい姿を取り戻すためには、父性原理と母性原理とを正しく使い分け、その上で協力し合うという平凡なことでもいいのだ。もっともこのことは原理は簡単だが、実際に実行するのはなかなか難しい。とくに片方の原理しか知らない人間には決して易しいことではない。しかし少なくとも今まで母性原理一本でやってきた戦後日本の教育の中に、父性原理を導入しなければならないということだけは確かなことである。

b.に続く形でなされるようになったのがc.の男女混合名簿やジェンダーフリー教育への反

発である。3節で扱ったように、学校教育の現場では、男女混合名簿をはじめとしたジェンダーフリー教育を取り入れる学校が増加してきた。これにたいして、東京都教育委員会は男女の性差までも否定する過激な男女平等教育の背景になっているとして2004年8月12日に「ジェンダーフリー」という用語を教育現場から排除し、学校での「ジェンダーフリー思想に基づいた男女混合名簿」の作成も禁止する方針を明らかにした。これについて東京都教育委員会は、「ジェンダーフリー」はその意味や定義がさまざまで、単純な生物上の区別や「男らしさ」「女らしさ」といった観念まで否定する極端な解釈もされている状況にあり、意味や内容が使用する人によってさまざまで、誤解や混乱が生じているとして、この状況は「都教委が目指す男女平等教育とは異なっており、今後は『ジェンダーフリー』という用語は使用しない」ことを決めた、と述べている¹⁶。

さらに、ジェンダーフリー教育とは直接関係の無い「性教育」に対する批判も強まりつつあり、d.に挙げられた「自己決定能力育成の性教育への反対」としてあらわれている。千葉県では、2003年2月25日に男女共同参画の促進に関する条例案が県議会で審議された際、県が女性の健康支援について盛り込んだ「男女が互いの人格を尊重し性及び子を産み育てることについて理解を深め、自らの意思で決定できるよう性教育を充実する」という文言に対して、自民党県議が「県条例案は個人の思想に対する行政の介入や逆差別につながる。一言一句を見直した」「独自案の作成にあたって、性差を一切否定する『ジェンダーフリー』思想を排除した」と述べ、前文に「男らしさ女らしさを一方的に否定することなく」という文言を盛り込んだ独自案を提出した¹⁷。（資料1参照）

また、第二次世界大戦中の従軍慰安婦問題に対しては、1991年に提訴が始められた金学順ほかによる韓国太平洋戦争犠牲者遺族会訴訟をはじめとした多くの裁判や、歴史教科書への記述問題、村山総理大臣の発言を基に設立された「女性のためのアジア平和国民基金」など、1990年代後半にはそれを事実として認め、慰安婦とされた人々への人権回復を目指す動きが見られるようになっていた。しかし、1997年6月19日に茨城県議会が「従軍慰安婦」に関する教科書の記述を削除する意見書を可決し、削除を国に要望する請願2件を可決した。このほかにも同年4月26日に香川県の県議会自民政調会長が「（県教科書是正協議会に）陳情書を取り下げさせて、6月県議会でも独自の記述削除の意見書を採択したい」「（強制連行など）歴史的事実の有無ではなく、まだ大人になり切れていない中学生に慰安婦問題を教える必要があるのかどうかということの問題にしたい」として教科書の慰安婦記述の削除をめぐる独自の意見書を提出するなど、従軍慰安婦の人権回復運動への反発が各地で発生するようになった。（資料2参照）

以上のように、2000年前後から、幅広い分野においてジェンダーフリーに対するバックラッシュが主張されるようになってきていることがわかる。それはかつて見られた女性の権利伸張に対する反発というかたちよりもむしろ、既存の秩序や価値観の崩壊に対する危機感といっ

たかたちであらわれていると見るができる。これには1990年代全体を通して破壊され続けた戦後日本のさまざまな秩序の解体が影響を及ぼしているのは確かであろう。それゆえ、バックラッシュは激しく、そして広範囲に展開されているのだ。

4-2 バックラッシュはなぜ起こるのか

本節ではバックラッシュがどのような理屈で生み出されているのかを、もつとも活発に「反フェミニズム」運動を展開している論者の一人である林道義の見解を紹介しつつ分析していきたい¹⁸。

①「ジェンダーフリー」による文化の否定

林は「らしさ」を否定するジェンダーフリー教育が、少年男子による「卑怯」な犯罪の増加と少年女子による野蛮な言葉遣いに現れているとし、「ジェンダーフリー」は2つの項目としてのジェンダーの差を無くすことであると論じている。しかし、林によれば「ジェンダー」（男らしさ、女らしさと同意に扱われる）は「文化の必然の産物」であり、ジェンダーフリー教育により「文化の必然の産物」を否定すると、文化の破壊と野蛮への逆戻りが起こる。

以上のように、ジェンダーフリーを性差別ではなく性差の解消と理解し、そしてジェンダーを文化的な産物と捉えることによってジェンダーフリーを「文化の破壊＝野蛮」と評価することが、バッシングの背景にある。

②「社会のための個人」を支える「らしさ」概念

林は、人間はそもそも「自分らしさ」や「人間らしさ」のような、ジェンダーをはじめとする具体的な「らしさ」によって成り立っているため、それらがなければ存在自体が消えてしまう、という立場に立つ。したがってヒトは「らしさ」の理想を追求すべきであり、個人的葛藤の解決を社会秩序の維持より優先させることは精神の頹廃であるとする。ゆえに、ジェンダーフリー教育による具体的な「らしさ」の放棄は、若者のアイデンティティ獲得を阻害し、社会不適応者にするという主張にいたる。

③ 二項対立の必要性

林はまず、二項対立が生物にとっての生き残りのために必要であると説く。すなわち、性別役割分業は生物としての生き残りの戦略であり、物理的作業面だけでなく精神的態度・性質についても必要である。したがって生物にとっての二項対立の代表である「男らしさ」「女らしさ」は男女の生物学的な理想像だとする。ゆえに、二項対立の思考が文化の形成には必要不可欠であり、現実には男女の「らしさ」による歪みが起こっていると、二項対立思考を否定することは間違いであるという。

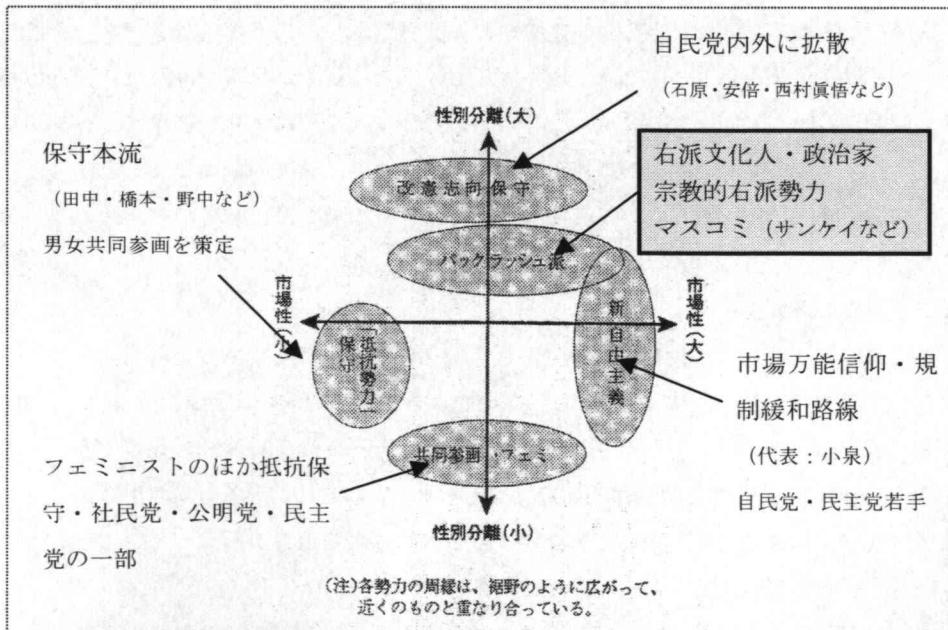
さらに、生物としての二項対立の必要性があるため、アイデンティティ獲得にとっての

二項対立も必要である、と論じている。このアイデンティティの確立のためには、自分を「男らしさ」「女らしさ」と一致させることが必要され、「自分らしさ」は「男らしさ」「女らしさ」の枠組の中で構築されるために、アイデンティティ獲得にとっての二項対立は必要不可欠なものとなる、というのである。昨今話題になることが多い性同一性障害はアイデンティティ獲得のトラブルによっておこるのであり、「男らしさ」「女らしさ」を目標に定め、強制しなければならないと議論を展開している。

以上、林の議論をもとにジェンダーフリー・パッシングの議論の整理を試みた。4-1節でも触れたように、自らの地位や権力を失うことの恐怖や不安が前面に出た議論にはなっていない。むしろここに見えるものは、これまで信じてきた価値観や秩序、頼ってきた構造の安定性が揺らぐことへの不安ではないだろうか。とくに③の二項対立については、役割分業による一方の性の優位性の維持ではなく、2つの立場を並立させることによる秩序や構造の安定化を図ることが最重要視されているように思われるのだ。

4-3 バックラッシュの担い手

最後に、現在行なわれているバックラッシュがどのような人々によって担われているのか、そしてそれぞれはどのような意図でバックラッシュを支えているのかに触れておきたい。細谷実「男女平等化に対する近年の反動はなぜ起こるのか？」¹⁹のなかで、ジェンダーフリーに対する姿勢によって5つの勢力を提示し、それらを「改憲志向保守」「バックラッシュ派」「新自由主義」「共同参画・フェミ」「『抵抗勢力』保守」と名づけている。(図参照)



図：細谷実「男女平等化に対する近年の反動はなぜ起こるのか？」(p. 101) に加筆

細谷は、これら5つの勢力がジェンダー・イシューだけでなく、多様なイシューをめぐって複雑な協同／反発関係にあると述べ、主要な勢力のうち、どれがバックラッシュを推進・協力しているかを論じている。ただ前節までの議論からはバックラッシュが単に一部の論者のみによって担われてきたと考えることはできない。そこで、彼らを支える存在に注目してみようと思う。

「総中流」ははるか昔のこと、現在は格差の拡大と固定化が顕著になり、かつて中流と呼ばれていた日本人の中間層はその比率を低下させ、いわゆる「勝ち組」と呼ばれる富裕層と「下流（負け組）」と呼ばれる貧困層²⁰の占める割合が高くなってきている。このなかで、いわゆる「勝ち組」と呼ばれる富裕層に属する人々は、性別役割分業を支えられる経済力を有しているため、男性にとって女性は守るべき（養うべき）存在であり、男女共同参画や「オトコのように働くキャリアウーマン」にはなり得ないと考えられる存在となる。また女性も同様に、あえて「オトコ並み」に働く必要がない。それゆえ、ジェンダーフリーに対しては積極的に関わる必要がない。このことがバッシングに対しても寛大な姿勢をとることにつながっていると考えられる。

それでは逆に、いわゆる「下流（負け組）」の人々にとってジェンダーフリーはどのように受け止められるのだろうか。「下流」の男性は自らの社会的地位がさほど高くない。それゆえ、自らの地位を安定化させるには（特に）家庭内における序列（地位）が重要視される。すなわち、「下流」の男性にとって、性別役割分業とは家庭内における自らの地位を確保するには欠かせない道具であり、ジェンダーフリー・バッシングに対しても積極的に賛成の態度をとる。しかし、彼らの所得は低く、自らの地位保全は実質的に不可能になりつつあるという逆説が見られる。

「下流（負け組）」の女性は、自らを恵まれない存在＝弱者と規定する。こうした彼女たちは既存の社会による庇護が必要であり、本人もそれを認めている。それゆえ、庇護が失われかねない既存の社会制度の破壊に対しては極度の警戒を示す。彼女たちにとって、フェミニズムは怖い存在となるのだ。やはり、彼女たちもバッシングを支持する立場になる。

上下の新階層に対して、いわゆる「中流階層」はどうだろうか。かれらはリベラルな気質をあわせもちつつ、自らは「普通の価値観」（そして普通の生活様式）を有していると規定している。ゆえに気づかぬうちに、彼らが有している生活様式（男性が企業に勤め、女性が家事・育児を担う）が当然であるという認識に立ち、性別役割分業を「普通」のものと捉えているのである。しかも、長年にわたる経済不況、自らの地位の不安定化によって変化に対しては敏感に反応せざるを得ない。この状態は前節で検討したようないわゆる「右派の文化人」と、かなりの部分が一致する。

バッシングに対する「好意的」な土壌が日本国民全体の中に存在していることが、上記の考察から判明してきた。当然のことながら、こういった枠組みに入らない人々は存在するし、

これらの枠組の中に分類される人々にも、ジェンダーフリーにシンパシーを感じる人、積極的な運動を進めている人は存在しているであろう。しかし、こうしたバックラッシュに対するシンパシーの遍在が、昨今のジェンダーフリー・バッシングを受け入れやすい土壌を作っていることが考えられよう。バックラッシュが「市民の要望」のかたちをとることが多いのは、こうした理由によるのだ。(資料3参照)

5. おわりに

ジェンダーフリー・バッシングに対しては、単なる誤解であるという説明や、悪質なたくらみであるという主張まで、さまざまな説明がなされている²⁾。しかし、新たなバッシングが始まってすでに5年以上が経過しているにもかかわらず、いまだにそれが拡大・激化していることには国民全体の持つ何らかの不安というものが大きな影響を及ぼしていると考えられるべきであろう。ジェンダーフリー推進派・反対派ともに、現状をよりよいものにする、安定化させるには何をなすべきかを、ある種の思い込みを排して考えていく必要があるように思われる。

また、今回検討したジェンダーフリー・バッシングは、日本でのみ起こっている事象ではない。アメリカ合衆国においても、1990年代の新自由主義・ネオコン勢力の台頭とともにジェンダーフリーに対する圧力は高くなっている。そのため、ジェンダーフリー・バッシングの現象に対しては海外における状況をも含めた形での検討が必要となろう。

【資料 1】

『朝日新聞』(2003年2月26日朝刊 千葉版)

男女共同参画、自民が独自案を提出 知事は「理念に反す」／千葉

自民党は25日、「県男女共同参画の促進に関する条例案」を県議会に提出した。谷田川元氏(自民)が「県条例案は個人の思想に対する行政の介入や逆差別につながる。一言一句を見直した」と述べた。前代未聞の独自案提出に対し、堂本暁子知事は朝日新聞の取材に「自民案こそが男女共同参画基本法に反している」と反論した。

谷田川氏は趣旨説明で「独自案の作成にあたって、性差を一切否定する『ジェンダーフリー』思想を排除した」として、前文に「男らしさ女らしさを一方的に否定することなく」という文言を盛り込んだ理由を説明した。

また、以前から県条例案からの削除を求めてきた「性別にかかわらず個性、能力を発揮する」「性及び子を産み育てることについて自分の意志で決定できる」という表現については、「法の枠を超えている」などとしている。

(中 略)

<県男女参画条例「県案」と「自民党案」の主な相違点>

(中 略)

●女性の健康支援

<県> 男女が互いの人格を尊重し性及び子を産み育てることについて理解を深め、自らの意思で決定できるよう性教育を充実

<自民党> (削除)

【資料 2】

「産経抄」『産経新聞』(1999年10月7日)

▼平成五年八月、宮沢内閣の終わりの日、官房長官の河野さんが額に深くしわを刻んで語った情景は、いまもありありと思ひ浮かべることができる。「慰安所における生活は、強制的な状況の下での痛ましいものであった・・・」▼急いで取り寄せた慰安婦調査報告書には、強制連行を明記した箇所は一つもない。その後、当時の官房副長官石原信雄氏は、韓国側の要請で行った聞き取り調査で「強制連行」という結論に導いたことを認めた。しかし、「河野談話」はひとり歩きをはじめ、いまも慰安婦強制連行の虚説がまかり通っている▼河野外相は就任会見でも「河野談話」を修正することをしなかった。来日の江沢民主席が強要した歴史認識を小淵首相はきっぱりと跳ね返し、国民はこれを熱く支持したことはまだ記憶に新しい。その首相がこともあろうに「謝罪派」を外相に登用した真意は何なのだろう。

【資料3】

『朝日新聞』(2003年10月7日朝刊 三重版)

県議会委で継続審議に 性差別無くす教育の行き過ぎ是正請願／三重

県議会教育警察常任委員会で6日、性による差別を無くす「ジェンダーフリー」の教育が一部で行き過ぎているなどとして是正を求める請願を巡り、議論になった。津市の「ネットワークなでしこ三重」(大西由里子代表)と四日市市の「良識ある男女共同参画を推進する会三重支部」(後藤恵子代表)から提出された請願で、一部の委員から「実態」も報告された。しかし意見が割れて採択には至らず、継続審議になった。

請願では、一部で男らしさや女らしさを否定するジェンダーフリー教育や過度な性教育が行われており、「男女の違いを尊重し、互いの特性を生かし、助け合うことによってより良い社会を築くという真の男女共同参画社会の実現をゆがめている」としている。

紹介県議の委員からは、県内の小学校低学年で性器の名称が教えられていることや、男女とも「さん」という呼称で呼んだり、同じ黒色のランドセルを使ったりする事例が報告された。ほかの委員からは「良識、行き過ぎというのは分かりにくい表現で、請願にはなじまない。性器を清潔にするように指導するため、性器の名前を教えているのだ」などの反論が出た。

鹿児島県議会では6月定例会で同様の陳情が採択されている。同委員会では12月定例会で、県教委がどのような事例があるか、報告することになった。

- 1 江原由美子「ジェンダーと社会理論」、上野千鶴子編『ジェンダーの社会学』(岩波講座・現代社会学 11、岩波書店、1995年)
- 2 深谷和子、田中統治、田村毅の3者による。1995年。
- 3 1997年6月20日朝日新聞(朝刊)愛媛版 講演案内欄
「えひめ女性フォーラム97 25日午前9時—午後3時、松山市山越町の県女性総合センター。午後10時から、『21世紀に向けて—ジェンダーフリーな社会のために』と題して、お茶の水女子大学ジェンダー研究センターの館かおる助教授が講演。(以下略)」
- 4 1997年11月3日朝日新聞(朝刊)教育欄
『『男子・女子、区別いるの? 学校から性差なくそう、各地で取り組み』男が先、女が後の並び方。名簿も班分けも女子と男子に分けるのに、なぜ『男女仲良く』なの—学校が、必要以上に男女を区別することで、文化的・社会的につくられる性差(ジェンダー)を助長していると指摘する教師らが、性別にこだわらない教育を進めようと、『学校をジェンダーフリーに—全国ネット』(事務局・横浜市・約200人)を結成した。(以下略)』
- 5 たとえば、ジェンダーフリー反対論者である西尾幹二と八木秀次は、『新・国民の油断』(PHP、2005年)の中で以下のように対談を展開している。
八木 男女平等は推進されるべきであり、性差別は解消されるべきだ、ということについては国民的なコンセンサスもできあがっていると思います。しかし、それと「男女共同参画」ないし「ジェンダーフリー」とは別のことです。(略)「男女共同参画」や「ジェンダーフリー」には異議があります。それは二つの概念、すなわち「男女平等」ないし「性差別の解消」と、「男女共同参画」ないし「ジェンダーフリー」とがまったく別物だからです。後者の「男女共同参画」ないし「ジェンダーフリー」を一言で言えば「性差の解消」、あるいは「性差の否定」ということができます。「性差別の解消」と「性差の解消」、言葉は非常に似ていますし、たった一字多いか少ないかの差ですが、その意味内容はまったく違うのです。(略)「性差別の解消」というのは、男性や女性であることで就職の機会などに差別がある場合に、それを解消しようということなのです。

- 西尾 性差の解消は、生物学的な“ゼロ”ということなんじゃないかな。
- 八木 後ほど詳しく言及しますが、男女には「生物学的な性差」(セックス)もないという発想が根底にあって、それゆえに「男らしさ」「女らしさ」という「社会的文化的な性差」(ジェンダー)もないという発想が出てきます。「性差の解消」はその両方を含んだ考え方です。
- 6 山口智美『ジェンダー・フリー』をめぐる混乱の根源(1)『くらしと教育をつなぐWe』2004年11月
- 7 「男女共同参画社会基本法」(平成11年6月23日法律第78号)の概要は以下の通りである。
基本理念—男女共同参画社会をつくっていくための5本の柱
1. 男女の人権の尊重
 2. 社会における制度又は慣行についての配慮
 3. 政策等の立案及び決定への共同参画
 4. 家庭生活における活動と他の活動の両立
 5. 国際的協調
- 国、地方公共団体及び国民の役割**
- 国：男女共同参画基本計画の策定をはじめ、積極的改善措置を含む男女共同参画社会づくりのための施策を総合的に策定、実施する。
 地方公共団体：男女共同参画社会づくりのための施策に取り組むとともに、地域の特性をいかした施策を展開する。
 国民：男女共同参画社会づくりに協力することが期待。
- 8 木村涼子編『ジェンダー・フリー・トラブル バッシング現象を検証する』(白澤社 2005年) p.77-78
- 9 日本教職員組合『日教組政策制度要求と提言 21世紀の“地域づくり・学校づくり” 2005-2006年度版』(日本教職員組合 2005年3月) p.158-159
- 10 『別冊宝島 Real 69 男女平等バカ』(宝島社 2006年)
- 11 林道義『家族を蔑む人々 フェミニズムへの理論的批判』(PHP研究所 2005年)
- 12 山本彰(編著)『ここがおかしい男女共同参画 暴走する「ジェンダー」と「過激な性教育」』(世界日報社 2006年)
- 13 西尾幹二・八木秀次『新・国民の油断』(PHP研究所 2005年)
- 14 細谷実「男女平等化に対する近年の反動はなぜ起こるのか?」『世界』2006年4月 p.96-105
- 15 林道義「父性なき教育論の偽善 『父性の復権』はできないのか」『諸君』平成9年12月号
- 16 「『ジェンダーフリー』教育現場から全廃 東京都 男女混合名簿も禁止」『産経新聞』2004年8月13日
- 17 「男女共同参画、自民が独自案を提出 知事は「理念に反す」/千葉」(『朝日新聞』2003年2月26日朝刊 千葉版)
- 18 林道義『フェミニズムの害毒』(草思社 1999年)を主に使用した。著者の林は、昭和37年、東京大学法学部卒業。昭和43年、東京大学大学院経済学研究科修了。経済学博士。昭和45年、東京女子大学専任講師(のち助教授、教授。平成17年3月31日退職)
- 19 細谷実「男女平等化に対する近年の反動はなぜ起こるのか?」『世界』2005年4月、p.96-105
- 20 貧困層とは言っても、途上国のように貧困ライン(1日の生活費が1ドルあるいは2ドル)に関わる所得層ではなく、一般に年収が300万円以下の所得層を言う。
- 21 上野千鶴子・宮台真司・斉藤環・小谷真理(ほか編著)『バックラッシュ! なぜジェンダーフリーは叩かれたのか』(双風舎 2006年)